

実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与  
する取引に関する取扱い(案)」等に対する意見

企業会計基準委員会 御中

平成 29 年 7 月 10 日  
ビットプロパティ株式会社

当社は、この度公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)等に対して、以下の通り意見を申し上げます。

**質問 1 (ストック・オプション会計基準に含まれることに関する質問)**

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第 17 項から第 23 項を参照)、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第 2 項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

**【意見】**

本公開草案の提案に同意しない。

**【理由】**

有償ストック・オプションは、正当な対価を支払って従業員等が新株予約権を取得する取引であり、報酬を意図して実施されるものではない。一度払い込んだ金銭は基本的に払い戻されることはないことから、株式等に対する出資に近い性質を有すると解される。従来、無償ストック・オプションは報酬であると実務上整理されてきたが、これは何らかの経済的な価値を有する新株予約権を無償で交付することが職務執行の対価性を有すると位置付けられたことに起因すると考えられる。有償ストック・オプションは、新株予約権を公正価値で発行するものであり、その経済的な価値に照らすと従業員等は有償ストック・オプションの購入にあたり財産上の利益を受けていることにはならないため、報酬の該当性を認定することには困難を伴う。本公開草案は、有償ストック・オプションの報酬該当性が新株予約権の経済的な価値におけるどの部分を占めるのか明示されていないことから、その検討にあたっては十分な再考が望まれる。

従って、有償ストック・オプションを報酬取引と同一視することを提案する本質問には同意できない。また、同様の理由から質問 2 乃至 4 についても同意しない。

**質問5(その他)**

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

**【意見】非上場会社の取扱いにおける特例の必要性**

有償ストック・オプションは、IPOを目指すベンチャー企業が、資本政策上株式を保有すべき経営陣や幹部社員に一定の株式数を潜在的に保有させるための手段として広く活用されていると理解している。本公開草案の内容が適用された場合、有償ストック・オプションの会計上の費用が負担となり、当該制度を採用する動機が低下することから、ベンチャー企業における有力な資本政策の選択肢を喪失することとなる。有償ストック・オプションが我が国の成長を牽引するベンチャー企業の発展に資する仕組みであることから、本公開草案の適用にあたってはベンチャー企業における特例的な取り扱いが期待されることである。

尚、ストック・オプション会計基準では非上場会社の特例(企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」13項)が認められており、多くのベンチャー企業によって当該特例が使われていると思われる。従って、本公開草案にも当該特例の適用が認められる旨を記載する方向で再考されることが強く望まれる。

以上